

令和8年度

浸水被害にあったときは ～浸水リーフレット～

大雨や台風により自宅等が浸水被害を受けたとき、はじめて経験される方も多いため何から手をつければよいのかわからないかと思います。まずは落ち着いて、本手順の流れに沿ってひとつずつ対応していきましょう。

※自然災害等における被災者支援制度など、被災者支援の取組は市ホームページをご覧ください。

※災害の規模に応じて、市ホームページに支援制度やお知らせを掲載した専用ページも設けます。

(例：【大雨関連】●●●●に伴う大雨により被害を受けた皆さんへ)



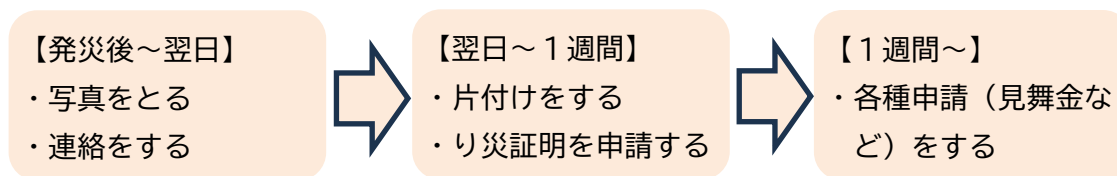
(市ホームページ)

鹿児島市

令和8年4月現在

1. やるべきことを確認する

まずは、やるべきことを整理し全体を把握しましょう。やるべきことがわかると気持ちを落ちつけることにつながります。



2. 写真をとる

時間がたったり片付けをしたりすると被害の状況（浸水の高さ）がどれくらいかわからなくなります。適切な支援を受けるために、浸水の状況を記録しておきましょう。

① 家の外（外壁や外構など）

いろいろな角度（四方、遠景、近景）から撮影しておきましょう。

撮影の際には、目印になるメジャーなどを横において高さがわかるようにしましょう。

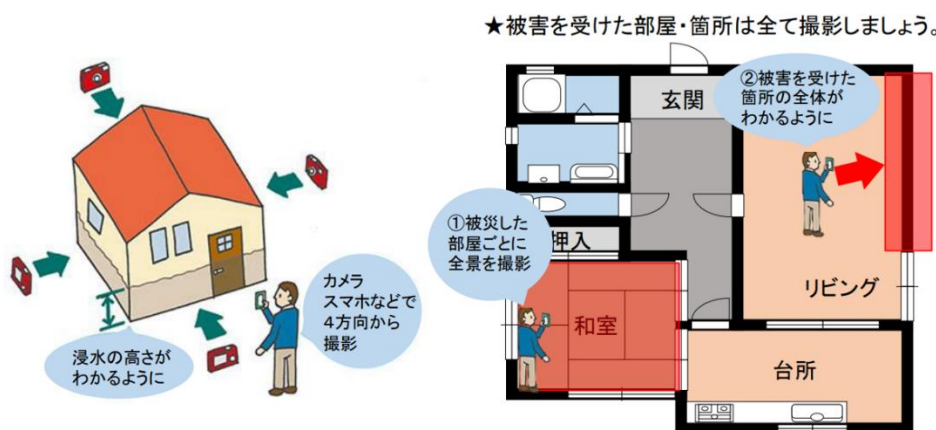
② 家の中

すべての部屋の写真をとりましょう。

設備や家電などはメーカーや製品番号もわかるようにしましょう。

③ 車や物置、農業用機械など

浸水被害を受けたと思われるものはすべて写真にとっておきましょう。



3. 連絡をする

浸水した自宅の詳細な被害状況を調査してもらうため、ハウスメーカーや保険会社に連絡しましょう。

① 施工業者・ハウスメーカー・大家

家を建てた業者などのプロに、住み続けられる状態か、片付けはどのようにすればよいかアドバイスを受けましょう。

災害に便乗した修繕などの悪質商法にだまされないためにも、信頼できる会社に早めに連絡をとることが肝心です。

◆災害に便乗した修繕などの悪質商法のトラブル
消費生活センター：099-808-7500

② 保険会社（火災・共済・自動車保険など）

ご自身が加入している保険を確認のうえ、片付けを行う前に、保険金が受け取れるのか、受け取れる場合には、どのような手続きが必要か確認しておきましょう。

③ 支払窓口（税金・公共料金・ローンなど）

支払が難しい場合は、支払猶予などの措置を受けられる可能性もありますので連絡をしておきましょう。

※市などから受けられる主な支援制度を「6. 各種申請をする」に記載しておりますので参考にしてください。

4. 片付けをする

片付け作業は、重いものを運んだり高所での作業があったり、さまざまな危険がありますので、なるべく複数人で作業を行うようにしてください。被災後は精神的な疲労も大変なものです。災害ボランティアの力も借りながら無理のないように作業を行いましょう。

① ブレーカーが落ちているか確認

自宅が浸水した場合、基本的には漏電ブレーカーが作動し、自動でブレーカーが落ちるようになっています。コンセントが浸水した場合は漏電する可能性があるため、プラグを抜いて完全に乾くまでブレーカーを上げないようにしてください。

② 仕分け作業

特に災害ボランティアなど他人に依頼をする際に、「処分するもの」と「残すもの」をあらかじめ仕分けておくことで作業をスムーズに進めることができます。

仕分けを行う際には、大切なものを誤って処分してしまわないように、落ち着いて分別することが大切です。

家電などは乾燥した後に復旧することもあります。漏電や火災につながるおそれがありますので、電気店などに点検してもらい、安全を確認したうえで使用しましょう。

③ 濡れた家財や家電を家の外に出す

家の中を清掃しやすいように、いったん屋外にすべての物を出しましょう。

なお、家財等を道路に置くと緊急車両などの通行の妨げになるため、敷地内に仮置きするようにしましょう。

◆災害ボランティア（居室等の片付けや清掃などの手伝い）の依頼
市社会福祉協議会
ボランティアセンター：099-221-6072

④ 災害ごみの処分

災害の規模や範囲などによって、「戸別収集（各家庭の敷地前などからの収集）」を行う場合と、「仮置場の設置による収集（指定場所へ市民が持ち込み）」を行う場合があります。

浸水した家財道具等を処分する場合は、鹿児島市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」などで処分方法を確認の上、ルールを守ってごみ出しをするようにしてください。

「生活ごみ（生ごみ）」収集の妨げとなるため、粗大ごみや土砂などの災害ごみはごみステーションへ持ち込まないようにしましょう。

仮置場ではゾーンごとにごみを分別して処分する必要があるので、あらかじめ分別してから持ち込むことでスムーズに処理を行うことができます。

◆災害ごみの処分方法に関すること

資源政策課：099-216-1290

⑤ 家の中の清掃

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃と乾燥を行うことが重要です。怪我等にご注意いただき、作業を行ってください。

具体的な応急処置については、別添資料を参照してください。

⑥ 床下の清掃

建物の基礎部分に水が溜まっている場合は、バケツなどで排水してください。

床下が土敷きの場合は、可能な範囲で流入してきた泥土を除去してください。

⑦ 消毒

家の中（床上）は清掃・乾燥後、消毒を行ってください。

床下や庭などの屋外の消毒は原則不要で、清掃後に、送風機などを活用してしっかりと乾燥させてください。

◆自身で消毒作業を行うことができない場合

感染症対策課：099-803-7023

※清掃及び乾燥はご自身又はボランティア等で行ってください

5. 罹災（りさい）証明を申請する

罹災証明は、床上浸水など、一定規模の被害を受けた場合に、市の災害見舞金や市税の減免などの支援制度を利用するときに必要です。

被災住家に対する罹災証明の申請がなされた場合、現地での被害認定調査または写真による判定を実施します。

（電子申請）

① 申請先

- ・電子申請（市HPから申請手続へ）
- ・資産税課または谷山税務課



② 申請に必要なもの

- ・罹災証明申請書（窓口・調査時でも記入できます）
- ・被害状況写真（任意ですが、写真による被害区分判定を希望する場合は必須）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

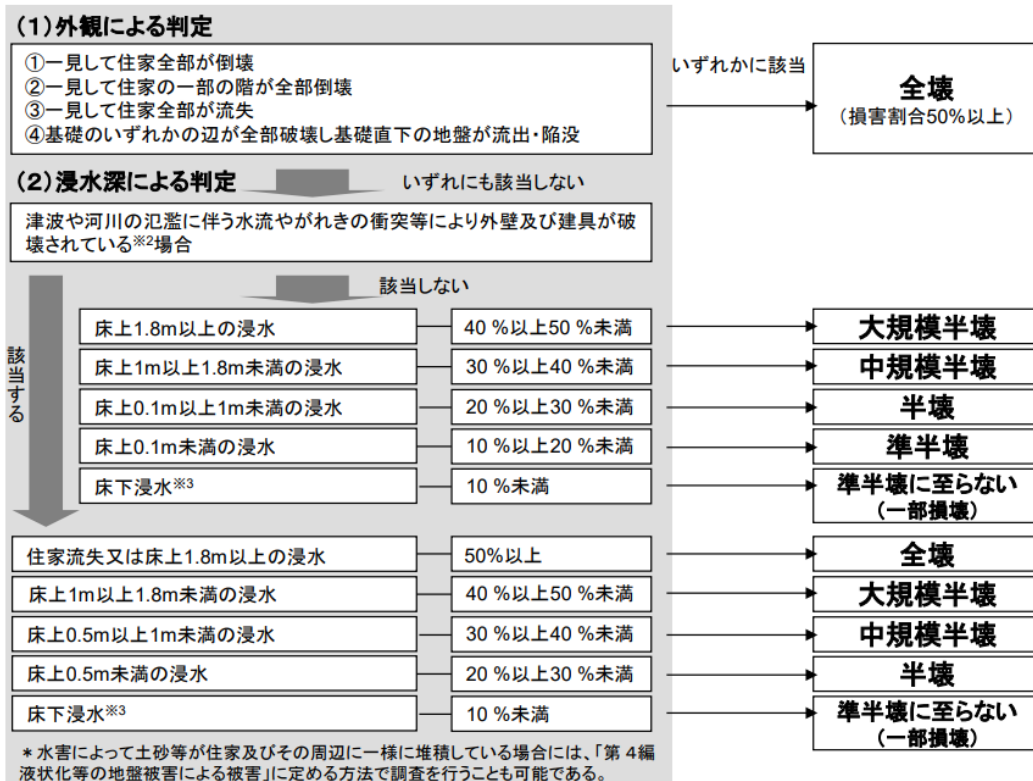
③ その他

- ・罹災後3か月以内に申請してください。
- ・交付は申請からおおむね2週間後です。
- ・手数料は無料です。
- ・住家以外の建物（事務所、店舗、貸家、空家、車庫など）や外構、家財、車などに被害を受けた場合は「罹災届出証明書」を交付します。

④ 問合せ先

- ・資産税課：099-216-1181, 1182
- ・谷山税務課：099-269-8423

（参考）被害認定の目安 ※木造・プレハブの戸建の1～2階建ての場合



「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府：令和7年7月)」より引用

◆農地への浸水により一定規模の被害を受け、金融機関から資金の借入をする場合など、農林水産業関係の被災証明が必要な方は、下記までご相談ください。

【問合せ先】

- ・農政総務課（本庁）：099-216-1334
- または各支所農林事務所

6. 各種申請をする

市などから受けられる主な支援制度は以下のとおり（一部制度を抜粋）です。支援制度の詳細は右の二次元コード等から市ホームページでご確認ください。

床下浸水の場合、金銭的な支援制度の対象にはなりません、ボランティアの派遣や健康相談等を受けることができます。

(支援制度一覧)



対 象		制度名	内 容	問合せ先
床上浸水	床下浸水			
○	—	災害見舞金 ※災害救助法 (おそれ適用除く) 適用外の場合	被災の程度に応じて鹿児島市から見舞金を支給します。 (床上浸水の場合) 1世帯につき1万円に、世帯員2人目以降1人につき5千円を加算した額	地域福祉課 099-216-1244
—	—	災害弔慰金 ※一定以上の被害件数が生じた災害の場合	災害により亡くなられた方の遺族や、負傷されて障害を受けた方に弔慰金や障害見舞金を支給します。(世帯状況に応じて金額は異なる)	地域福祉課 099-216-1244
○	—	被災者生活再建支援金 ※一定以上の被害件数が生じた災害の場合	(床上浸水の場合) 1世帯につき20万円(被災の程度に応じて金額は異なる)	地域福祉課 099-216-1244
○	—	災害援護資金の貸付 ※一定以上の被害件数が生じた災害の場合	被災の程度に応じて最大350万円までの借入が受けられます。(所得などの条件や審査あり)	地域福祉課 099-216-1244
△	—	市税の減免	個人市民税や固定資産税等の減免(損害の程度や保険金等の金額によって減免割合が異なる)	市民税課 099-216-1174, 1175 資産税課 099-216-1181, 1182 谷山税務課 099-269-8421

対 象		制度名	内 容	問 合 せ 先
床上浸水	床下浸水			
○	—	国民年金保険料の免除等	国民年金保険料の免除等（損害の程度によって免除等になる場合がある）	国民年金課 099-216-1224 各支所の（総務）市民課
○	—	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免（損害の程度によって減免割合が異なる）	国民健康保険課 099-216-1229 谷山支所市民課 099-269-8414
△	△	水道料金及び下水道使用料の減免	災害により建築物等が損壊し、給水装置等が使用不能の状態になった場合、直前の定例検針日から災害発生日までの使用水量に係る料金等を免除（被災の日から6ヶ月以内に減免申請書の提出が必要となります。）	水道局お客様料金センター 099-812-6171
○	—	市営住宅の一時入居	住宅が被災し居住できなくなったときに避難場所として特定の市営住宅への一時入居 原則3ヶ月、最長1年以内	住宅課 099-216-1362
△	—	住宅の応急修理 ※災害救助法適用の場合	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難な場合、1世帯につき739,000円以内を限度に現物をもって援助する。	住宅課 099-216-1363
○	○	災害ボランティアの依頼 ※一定以上の被害件数が生じた災害の場合など	居室等の片付けや清掃などの手伝い	市社会福祉協議会 ボランティアセンター 099-221-6072
○	○	健康相談	被災された方の健康相談	各保健センター 北部 099-244-5693 西部 099-252-8522 中央 099-258-2364 東部 099-216-1310 南部 099-268-2315

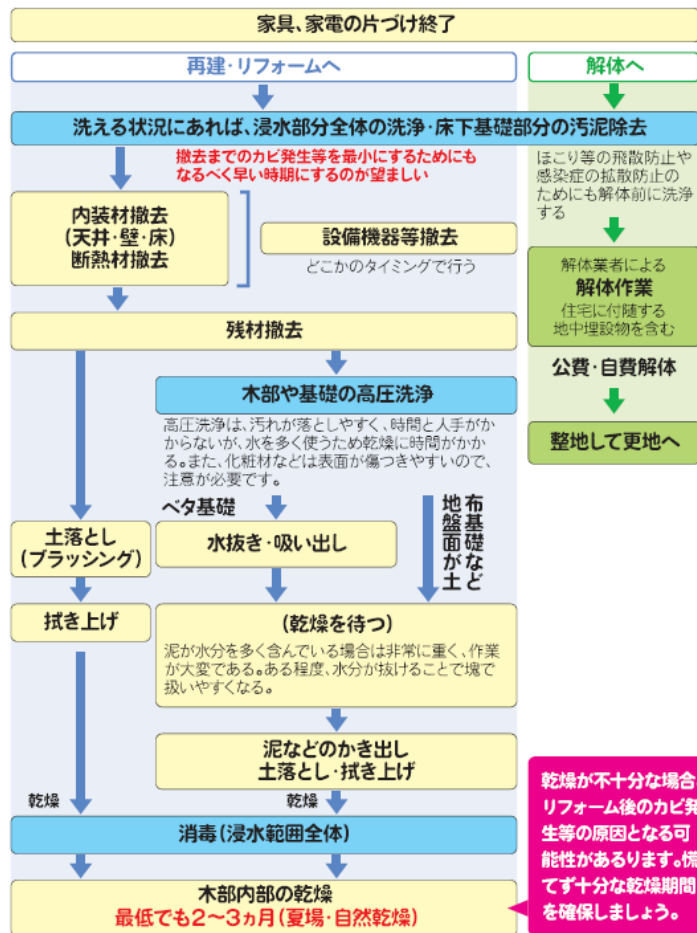
「災害救助法」とは、災害が起きた時の救助や被災者の保護のために作成された法律のこと。主に、大地震や豪雨に伴う洪水など、規模の大きい災害に対して都道府県が適用するもの。

（過去に災害救助法が適用された主な災害）

令和6年能登半島地震、平成28年熊本地震、平成24年九州北部豪雨など

【別添】（一社）岡山県建築士会倉敷支部・倉敷市作成『平成30年西日本豪雨からの教訓 水害に備えて（第3版）』より抜粋
水害後の対応 応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ)

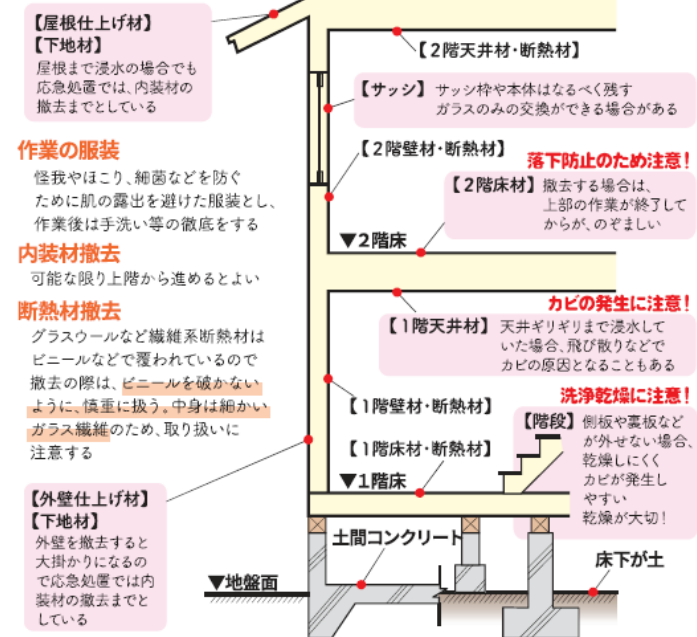
家財等の片付け後に行う『**応急処置の流れ**』を図にしています。
 あくまでも一例ですので、市町村など自治体の指示や自衛隊支援・ボランティアなど実際の状況に応じて作業を行ってください。



水害後の対応 内装材等撤去と消毒

■ **内装材等撤去について**

『**内装材等撤去の注意点**』を図にしています。
 あくまでも一例ですので、浸水深さなど実際の状況に応じて怪我等に注意して作業を行ってください。
 アスベスト等の有害物質が含まれている場合もあるので、無理をせず、専門の工事業者に依頼することもご検討ください。



清掃が不十分だと消毒効果が発揮できないので、しっかり清掃しよう。

■ **消毒について**

消毒方法は、地元自治体などにまず問い合わせして下さい。自治体によっては消毒剤などの配布を行っている場合があります。

洗浄後、表面が**目視や手触り等で概ね乾いた**と判断できれば各部の消毒を行います。

柱や梁、土台周り … 逆性石鹸(ベンザルコニウム希釈液)や塩素系漂白剤
手摺やドアノブなどの直接手が触れる部分 … 消毒用エタノール噴霧

応急処置

床について

浸水した範囲の
床材(フローリング・畳・クッションフロアなど)や
床下断熱材を撤去する

※無垢材(木そのもの)の床材は、再利用できる場合がある

大引き
現状のままで残す

根太
可能であれば
現状のままで残す



フローリング
+構造用合板下地の床の場合
撤去には専用の工具が必要です
全面撤去が難しい場合は、
対角線上に2か所の開口部を設け
送風機などで風を送り乾燥させます



※床板の撤去後は汚泥の除去洗浄・乾燥・消毒を行う
床下空間(基礎内部)を完全に乾燥させるためには最低でも
2~3ヵ月以上の日数が必要となる

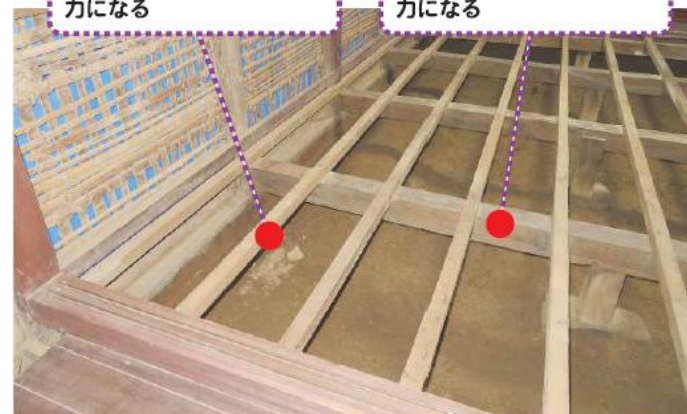
応急処置

床下が土の床について

濡れた畳や上敷きを取った後、下地板を取る

根太(床組み)
できるだけ残す
再建まで地震などに対する
力になる

大引き(床組み)
できるだけ残す
再建まで地震などに対する
力になる



下地板
できるだけ残す
敷いてあった順に
番号を付けておくと
戻しやすい

※汚泥を取った後の床下の土は乾燥に時間がかかるので、
十分な乾燥時間を取る

応急処置

土壁以外の内壁について(1)

浸水位置から20cm程度上までを目安に
壁材(クロス・石膏ボード・合板など)や
断熱材を撤去する



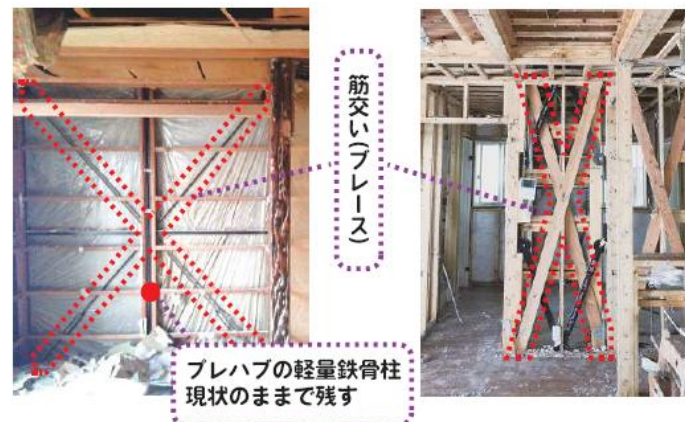
繊維系断熱材
(グラスウール)の
取り扱いには注意!

※コンセントやスイッチ周りには
電気配線があるので、壁材の撤去の際には、注意する

応急処置

土壁以外の内壁について(2)

壁材・断熱材の撤去後、
筋交いは現状のままで残す
また、間柱も可能な限り現状のままで残す



※コンセントやスイッチ周りには電気配線があるので、
壁材の撤去の際には、注意する
※壁材にアスベスト等が含まれている場合があるので、
可能性がある場合、撤去は専門家に任せる

応急処置

土壁の内壁について

浸水高さによって土壁の土を
落とす高さが違います
クロス・石こうボード・合板などは撤去する

浸水していない土壁 残す
再建まで地震などに対する
力になる

造作材(長押や鴨居など) 残す
再利用できる



小舞竹 土壁で直す際に
再利用できる可能性がある

貫板 残す
再建まで地震などに対する力になる

- ※筋交いがある場合は残す
- ※土壁の撤去の際には、電気配線に注意する
- ※土壁の土は再利用できる場合がある

応急処置

天井について

浸水した範囲の
天井材(クロス・石こうボード・合板など)や
断熱材を撤去する



断熱材(グラスウール)
水を含んでいる部分は
すべて撤去

天井材
浸水した部分はすべて撤去
(無垢材の場合は、再利用できる
可能性がある)

天井受け材
現状のままで残す

- ※照明器具周りには電気配線があるので天井材の撤去の際には注意する
- ※天井材にアスベスト等が含まれている場合があるので、可能性がある場合、撤去は専門家に任せる



応急処置

その他(開口部)

リフォーム時に再利用できる可能性があります
捨てるのはちょっと待ってください



板戸(木製建具)
再利用できる可能性がある

板戸(木製建具)
再利用できる可能性がある

サッシ
防犯上も役立ち、
再利用できる可能性がある

- ※外しにくい時は、無理せず大工さんに任せる
- ※「処分時の無料受け入れ」には期限があるので確認する

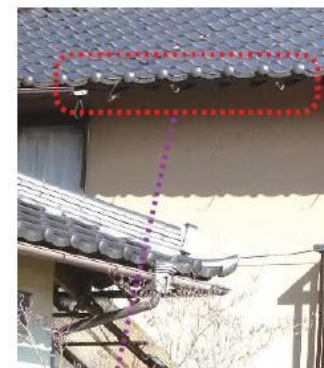
応急処置

その他(外部)

リフォーム時に再利用できる可能性があります
捨てるのはちょっと待ってください



サッシ(雨戸や網戸も含む)
再利用できる可能性がある
取外してしまうと直すときに
サッシだけでなく壁の補修も
必要



樋
軒先についている樋や縦方向の
樋は壊れたり、傷んでいるところ
だけ直せる
他は再利用できる可能性がある

- ※サッシなどの再利用が、可能かどうかの判断は
建築士などの専門家に相談する
- ※「処分時の無料受け入れ」には期限があるので確認する

応急処置

水廻り設備

■ 写真・記録を残す

補償や保険の申請のため、必ず写真など記録を残しましょう。

■ すぐにすべてを処分しない

浸水した水廻り設備は再利用できるものもありますので、一度専門家に相談することをおすすめします。

※ただし、「処分時の無料受け入れ」には期限があるので確認しましょう。

■ 工事業者やメーカーに連絡相談する

リフォームする可能性がある場合は、処分してしまう前に、建ててくれた工事業者に連絡を取り、メーカー対応を相談しましょう。工事業者に連絡が見つからない場合でも、直接メーカーに問い合わせができます。

設備メーカーの特別対応(災害救助法適用地域に対して)

無料点検対応(部品交換要否の診断・修理可否の診断)
メーカーのホームページなどで、実施期間や適用地域等について確認を
していきましょう。不明な点は電話対応窓口で確認を取りましょう。

トイレ

電気系統の故障や配管の詰まりがなければ、使用可能な場合があります。



ウォシュレット便座



リモコンパネル



浸水したトイレの様子

浴室

在来工法の浴室

タイルや塗り壁、ホーロー浴槽などは消毒・洗浄により、使用可能な場合があります。



浸水した在来工法の浴室

ユニットバス

内部は消毒・洗浄により使用可能な場合がありますが、壁や天井の裏側などはカビの発生が考えられるので、十分な乾燥が必要です。



浸水したユニットバス 裏側に発生したカビ

キッチン&洗面台

扉や引き出しなど合板を使用している場合が多く、その場合はその部分の再利用は難しいです。設備の裏側はカビの発生が考えられます。裏側の壁も含め十分乾燥する必要があります。



浸水したシステムキッチン

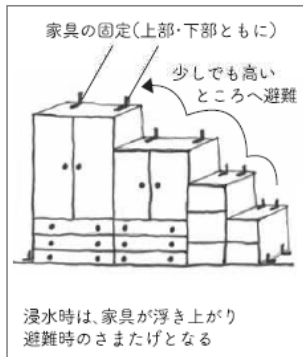


浸水後の洗面台

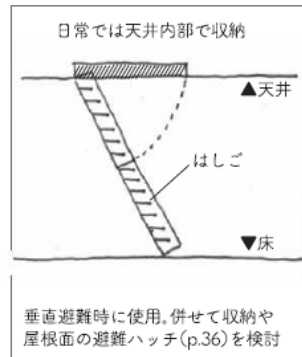
安全な再建のために 水害に考慮した住宅の工夫

既存住宅の場合 緊急時やむを得ない場合の垂直避難に備える

避難しやすさの工夫



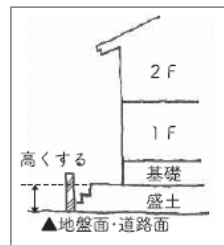
家具の固定と階段に利用



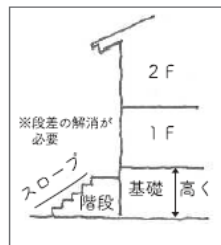
天井収納はしご

新築住宅の場合 建設地の浸水想定高さを把握し、浸水被害に備える

形状・高さの工夫 浸水は防げないが、床下浸水などの被害を少なくする



敷地に盛り土



基礎を高くする

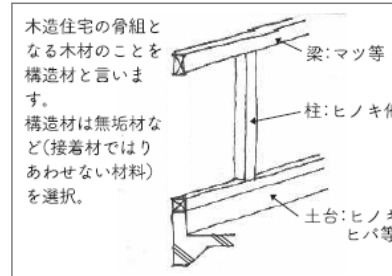


1階をピロティヤや車庫へ(台所・浴室・トイレを上階へ)

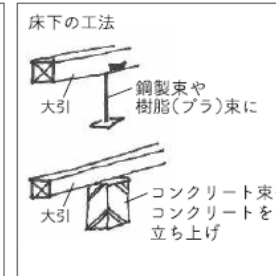
注) 1階部分を全てRC造にして、水密性を高める方法もあります。

※床高を高くした場合、玄関までのアプローチ方法の工夫が必要になります。

素材・材質の工夫 構造材など洗浄・消毒・乾燥することで再利用できるものを選ぶ

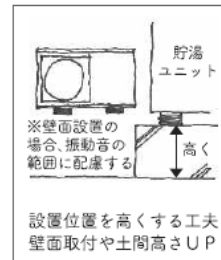


無垢材の使用・耐水性のある木材の材種

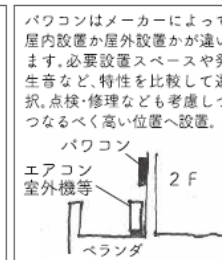


耐水性のある材料の選択

素材・材質の工夫 設備配管や機器など耐水性や交換が容易なものを選ぶ



エアコン・給湯器の室外機

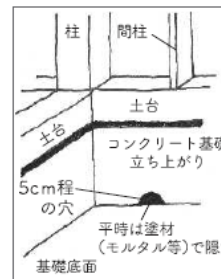


太陽光発電の
パワーコンディショナー

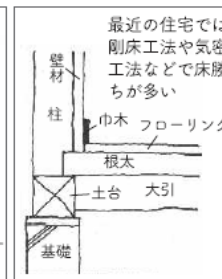


電気配線・配管

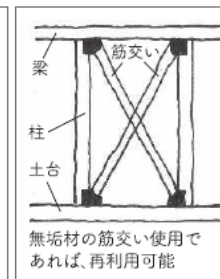
復旧しやすさの工夫 浸水した場合でも、復旧や再利用しやすくする



べた基礎の水抜き孔



床・壁の施工方法(壁勝ち)



筋交いによる耐力壁

安全な再建のために 水害に考慮した住宅モデルプラン

住宅再建にあたっては、平屋建てなどの計画が見られます。被災した土地であれば再び浸水被害などを受ける可能性もありますので、命を守るため、また、被害を少しでも減らすために、垂直避難を盛り込むなど再建計画に際しては**将来像も含め、十分に検討する**必要があります。

様々なプランを資金計画とともに検討しましょう。

■ 再建する場合の検討事項・ポイント

- ① 土地の「危険性」を再度ハザードマップなどにより確認する
- ② 自身の可能な避難行動(老化による心身の変化)を想定する
- ③ 建築規模(階数、間取り、面積)、建築費、工期などを比較検討する

床高・階数・間取りで工夫

床高UPの平屋建て + ロフトや屋根上避難の工夫 **A** プラン

床高を高めにして、浸水があった場合にも床下浸水程度となるようにする。(床下に入った水を排水し易い工夫をする)また、想定外の浸水があった場合には、はしご等でロフトや屋根上に垂直避難できる工夫をする。

床高UPの2階建て + 屋上・屋根上避難の工夫 **B** プラン

擁壁や基礎を高くして浸水しないように、または浸水があった場合にも床下浸水程度となるようにする。(床下に入った水を排水し易い工夫をする)また、想定外の浸水の場合には、2階や2階の屋根上に垂直避難できるようにする。

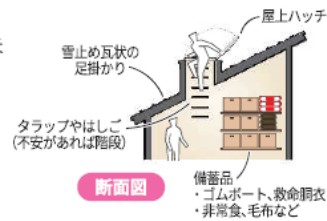
LDKと水廻りを2階に + 屋根上避難の工夫 **C** プラン

LDKと水回り設備(キッチン・洗面・浴室・トイレ)を2階に配置することで、浸水した場合に復旧費用の抑制と工期短縮をすることが期待できる。また、想定外の浸水があった場合には、2階の屋根上に避難できる工夫をする。

平屋建てで危険回避可能か

自宅外避難の徹底、垂直避難の工夫

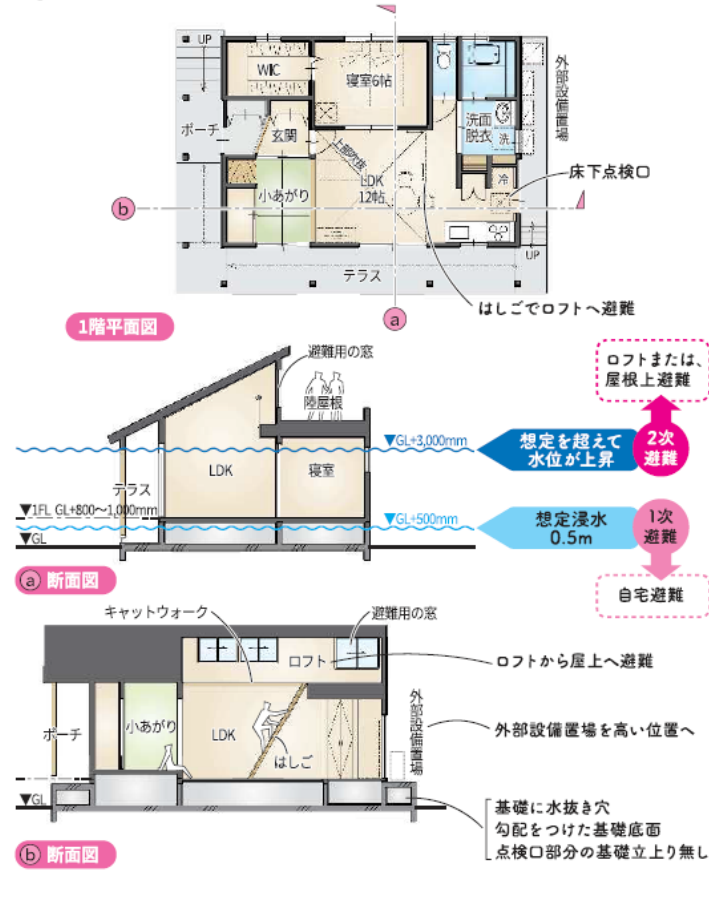
やむを得ない事由により平屋建てで復旧をする場合は、災害が近づいてきたら情報収集を徹底し、避難所などへの**早めの避難**を徹底してください。また、屋上ハッチを屋根に設けたり救命胴衣やゴムボートを準備し、万が一逃げ遅れた場合に備えてください。



次項に、モデルプランを掲載しますので、再建計画の参考にしてください。

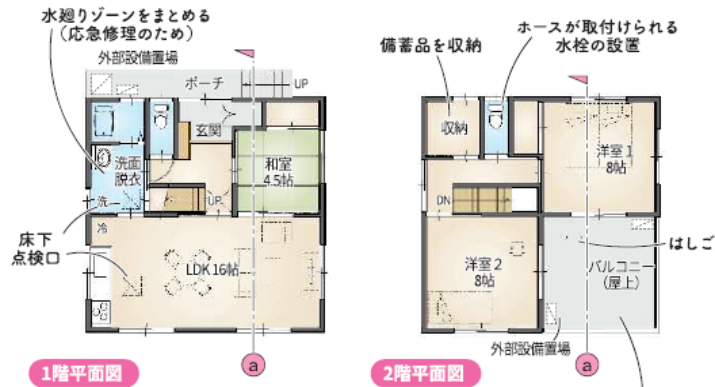
A プラン 床高UPの平屋建て + ロフトや屋根上避難の工夫

浸水想定水域：0.5m未満の区域 延床面積：57.96㎡(17.5坪)
構造・階数：木造、平屋建て



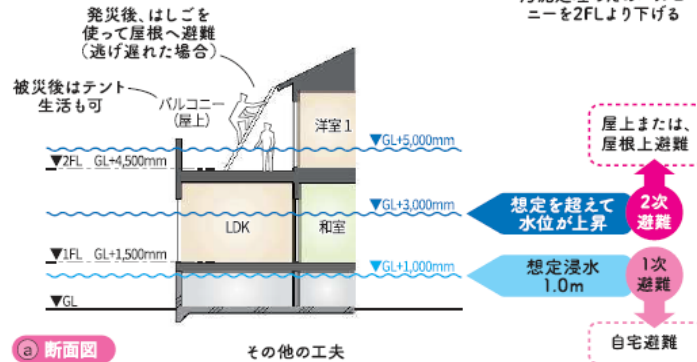
B プラン 床高UPの2階建て + 屋上・屋根上避難の工夫

浸水想定水域：1.0m未満の区域 延床面積：92.75㎡(28.1坪)
 構造・階数：木造、2階建て (1階床面積：53.00㎡ 2階床面積：39.75㎡)



1階平面図

2階平面図

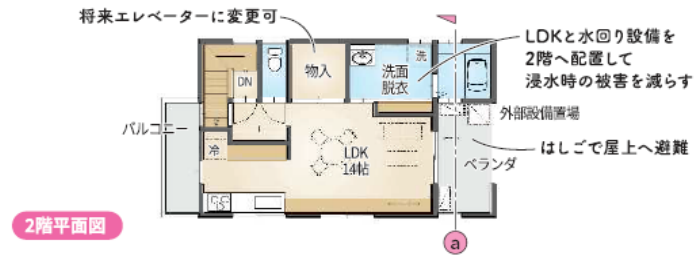


a 断面図

その他の工夫
 ・基礎に水抜き穴
 ・床束をコンクリート製に(サビ対策)
 ・電気配線は電線管(空配管)内を通す

C プラン LDKと水廻りを2階に + 屋根上避難の工夫

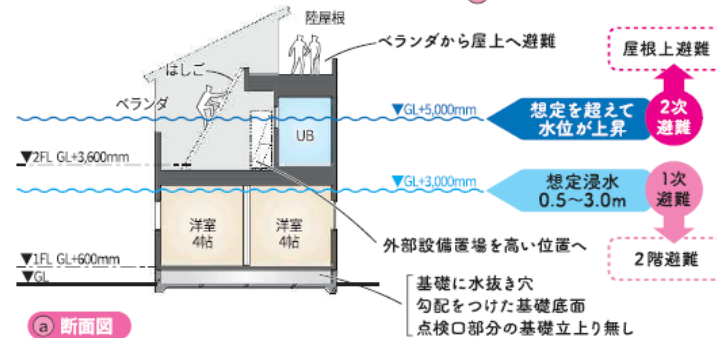
浸水想定水域：0.5m以上3.0m未満の区域 延床面積：92.74㎡(28.1坪)
 構造・階数：木造、2階建て (1階床面積：49.68㎡ 2階床面積：43.06㎡)



2階平面図



1階平面図



a 断面図

基礎に水抜き穴
 勾配をつけた基礎底面
 点検口部分の基礎立上り無し

安全な再建のために 見積もりと契約

工事を始める前に

水害が発災したのちに住宅を修繕・再建する場合、最初に気になることは予算です。それによって、新築やリフォームなど、どのような生活再建にするのかを決めることになるでしょう。また、工事が終了しても、水害とは違う事由でのトラブルが発生する場合があります。

ここから先は、特にリフォームの流れにそって**予算計画・見積もり・契約**の説明します。一般のリフォームと変わりませんが、今一度ご確認ください。

■ 予算計画

- 借入や助成制度も含め、確保できる資金を把握しましょう。
- 工事費用以外にも家具家電の購入費・引っ越し費用などがが必要です。ゆとりのある予算計画をしましょう。
- 費用の相場を把握しておきましょう。リフォームに関するコスト情報はインターネットや書籍で得ることができます。



一般社団法人経済調査会
積算資料ポケット版

■ 水害保険の加入

浸水区域内の場合、水害保険の加入も検討しましょう。もしもの際の助けになります。

■ 見積もり

水害後、工事業者に見積もりを頼んでも依頼が殺到し、思うように対応してもらえません。水害後は、地震などの災害とは違い、直ぐにリフォームはできません。洗浄・消毒・乾燥を十分行うことが必要です。慌てず信頼できる複数の業者に見積もりを依頼しましょう。

新築した時の業者を含め、事業者団体への加盟や建設業許可の取得・実績、有資格者の有無、近隣かどうかなど条件の合う業者を探します。アフターサービスや瑕疵保険も確認しましょう。

参考 国土交通省のHPに事業者団体の業者リストが掲載されます。

- 使用材料(仕様)
使う材料は希望通りですか？
- 数量・単価
箇所・個数・面積や単価が無く、「一式」となっていないませんか？
- アフターサービスや補償内容
確認はできていますか？
- 不明な点は遠慮なく質問しましょう。対応も業者選びのポイントです。

内装工事	依頼 仕様	面積 ㎡	単価 円	金額 円
床フローリング	A社 仕様 ○○○○	18.0㎡	7,500	135,000
床上畳手間	B社 仕様 ○○○○	18.0㎡	5,000	90,000
天井ビニールクロス	C社 仕様 ○○○○	18.0㎡	2,000	36,000
床上下地調整費	D社 仕様 ○○○○	18.0㎡	2,500	45,000
壁ビニールクロス	E社 仕様 ○○○○	48.0㎡	2,600	112,800

一式はダメ

※通常見積書にサインを求められることはありません。言われるまま簡単に署名しない。

■ 契約

見積りに納得し、工事業者が決まったら、口約束などにはせず、必ず書面で契約しましょう。契約書には、工事の内容や工期、工事金額、支払方法などが記載されています。

- 添付書類も重要です。
契約書類 設計図面・仕様書(工事内容)・見積書(工事金額の内訳)・請負契約約款(トラブルが起きたときや保証のルールなど)添付書類も見ながら、工事範囲と内容の再度説明を受け、納得してから契約をしましょう。
- 支払方法については、数回に分けて支払い(着工時・中間・竣工時等)、過度の前払いになっていないかを確認しましょう。



※工事が始まっての変更や追加についても、書面等で残すように、工事業者と話し合っておきましょう。

■ トラブル相談窓口

- 住まいるダイヤル(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

電話相談 0570-016-100
一級建築士の相談員による住宅相談
リフォーム見積もり無料チェック

↓
専門家相談 弁護士と建築士による対面相談

↓
紛争処理 弁護士によるあっせん・調停・仲裁



- 消費生活相談(悪質商法・契約トラブルなど)

市消費生活センター 099-808-7500 9時~17時15分
消費者ホットライン 188 10時~16時(土・日曜日、休日可)

